

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく

湖南広域行政組合特定事業主行動計画 取組の実施状況の公表

公表日：令和7年7月1日

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画における実施状況および公表事項について、次のとおり公表します。

1 女性職員の活躍の推進に関する実施状況

(1) 女性職員の割合

年度	女性職員 (A)	男性職員 (B)	合 計 (C=A+B)	女性職員の割合 (A÷C)
令和3年度	17	328	345	4.9%
令和4年度	17	328	345	4.9%
令和5年度	18	322	340	5.3%
令和6年度	19	323	342	5.6%
令和7年度	18	328	346	5.2%

※ 定数条例に基づく、消防職員に対する女性職員の割合を示しています。

※ 定数外としている職員は、人数に算定していません。

(2) 採用試験の受験者数および採用者数

年度	受験者数			女性の割合 (A÷C)
	女性(A)	男性(B)	合計(C=A+B)	
令和3年度	7	124	131	5.3%
令和4年度	0	55	55	—
令和5年度	4	56	60	6.7%
令和6年度	7	81	88	8.0%

年度	採用者数			女性職員の割合 (A÷C)
	女性(A)	男性(B)	合計(C=A+B)	
令和3年度	2	15	17	11.8%
令和4年度	0	15	15	—
令和5年度	0	14	14	—
令和6年度	1	16	17	5.9%

2 女性の職業選択に資する情報の公表について

(1) 各役職段階および管理職員に占める女性職員の割合

役職区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		職員数 (A)	女性 職員数 (B)	女性職員 の割合 (B÷A)	職員数 (A)	女性 職員数 (B)	女性職員 の割合 (B÷A)	職員数 (A)	女性 職員数 (B)	女性職員 の割合 (B÷A)	職員数 (A)	女性 職員数 (B)	女性職員 の割合 (B÷A)
管理職	部局長	2	0	—	2	0	—	2	0	—	2	0	—
	次長級	10	0	—	4	0	—	4	0	—	4	0	—
	課長級	10	0	—	15	0	—	14	0	—	18	0	—
	課長補佐級	52	0	—	50	1	2.0%	47	1	2.1%	41	1	2.4%
	小 計	74	0	—	71	1	1.4%	67	1	1.5%	65	1	1.5%
非管理職	係長級	69	3	4.3%	60	2	3.3%	62	2	3.2%	66	2	3.0%
	主任	64	4	6.3%	68	5	7.4%	67	6	9.0%	74	7	9.5%
	副主任	35	5	14.3%	44	4	9.1%	46	4	8.7%	32	4	12.5%
	係員	106	5	4.7%	106	5	4.7%	102	5	4.9%	109	5	4.6%
	小 計	274	17	6.2%	278	16	5.8%	277	17	6.1%	281	18	6.4%
合 計		348	17	4.9%	349	17	4.9%	344	18	5.2%	346	19	5.5%

※ 定数条例に基づく、職員（行政職含む。）に対する女性職員の割合を示しています。

※ 定数外としている職員は、人数に算定していません。

(2) 継続勤務年数の男女差

部署	令和6年度 対象職員数			平均した継続勤務年数		
	女性 (A)	男性 (B)	合計 (C=A+B)	女性 (D)	男性 (E)	男女の差 (E-D)
管理者部局	0	17	17	—	22.5年	—
消防部局	19	310	329	12.0年	14.2年	2.2年

※ 定数外としている職員は、人数に算定していません。

(3) 男女の給与の差額

部署	令和6年 対象職員数			男女の差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
	女性 (A)	男性 (B)	合計 (C=A+B)	
管理者部局	0	17	17	—
消防部局	19	310	329	90.0%

※ 令和6年1月から令和6年12月までの収入額より算出しています。

※ 男性職員の給与に対する女性職員の給与を割合で算出しています。

※ 定数外としている職員は、人数に算定していません。

※ 年度途中の退職者は除いています。

3 職員の子育て推進に関する実施状況について

(1) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間数

令和3年度

部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
管理者部局	13.8	5.7	3.6	8.2	3.8	6.6	6.6
消防部局	6.9	9.8	10.6	9.1	8.7	5.4	6.3
	11月	12月	1月	2月	3月	月平均	45時間以上の超過勤務者
	6.0	6.5	5.1	2.3	6.6	6.2	0人
	7.4	9.4	6.8	6.4	7.1	7.8	0人

令和4年度

部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
管理者部局	4.0	1.5	1.6	3.0	2.6	3.0	2.2
消防部局	6.8	9.6	9.4	7.7	9.0	8.7	8.6
	11月	12月	1月	2月	3月	月平均	45時間以上の超過勤務者
	3.5	5.0	4.6	1.2	3.0	2.9	0人
	8.0	7.6	8.7	6.7	7.1	8.2	0人

令和5年度

部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
管理者部局	4.5	2.4	2.7	2.5	2.5	2.3	2.1
消防部局	7.3	10.2	10.5	12.2	8.9	7.2	9.1
	11月	12月	1月	2月	3月	月平均	45時間以上の超過勤務者
	2.9	4.4	4.2	1.8	2.5	2.9	0人
	9.0	7.6	13.4	8.4	7.2	9.3	1人

令和6年度

部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
管理者部局	5.8	2.1	3.0	1.5	0.3	2.1	2.5
消防部局	7.0	11.4	11.1	10.9	7.7	8.0	9.4
	11月	12月	1月	2月	3月	月平均	45時間以上の超過勤務者
	2.1	2.2	5.5	1.7	4.0	2.7	0人
	9.8	9.6	9.1	7.6	8.2	9.2	0人

(2) 男女別の育児休業取得率および平均申請期間

令和3年度		令和3年度に新たに取得対象となった職員数(A)	令和3年度中の実取得者数(B)	取得率 (B÷A)	総申請日数 (C)	平均申請日数 (C÷B)
管理者部局	男性職員	1	0	0%	—	—
	女性職員	0	0	—	—	—
消防部局	男性職員	22	1	5%	28日	28日
	女性職員	0	1	0%	365日	365日

令和4年度		令和4年度に新たに取得対象となった職員数(A)	令和4年度中の実取得者数(B)	取得率 (B÷A)	総申請日数 (C)	平均申請日数 (C÷B)
管理者部局	男性職員	0	0	—	—	—
	女性職員	0	0	—	—	—
消防部局	男性職員	26	2	8%	56日	28日
	女性職員	0	1	0%	365日	365日

令和5年度		令和5年度に新たに取得対象となった職員数(A)	令和5年度中の実取得者数(B)	取得率 (B÷A)	総申請日数 (C)	平均申請日数 (C÷B)
管理者部局	男性職員	0	0	—	—	—
	女性職員	0	0	—	—	—
消防部局	男性職員	27	8	30%	193日	24日
	女性職員	1	1	100%	193日	193日

令和6年度		令和6年度に新たに取得対象となった職員数(A)	令和6年度中の実取得者数(B)	取得率 (B÷A)	総申請日数 (C)	平均申請日数 (C÷B)
管理者部局	男性職員	1	1	100%	22日	22日
	女性職員	0	0	—	—	—
消防部局	男性職員	25	15	60%	523日	35日
	女性職員	0	0	—	—	—

※ 育児休業＝子どもが3歳に達する日までで、子どもを養育するため認められる期間

※ 育児休業取得率算出方法＝当該年度の育児休業取得者数 ÷ 当該年度に出産した職員数 × 100

※ 定数外職員含む。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇および育児参加のための休暇取得状況

令和3年度		取得対象者 (A)	取得者数 (B)	取得率 (B÷A)	総取得日数 (C)	平均取得日数 (C÷B)
管理者部局	出産休暇	1	1	100%	2日	2.0日
	育児休暇	1	1	100%	4日	4.0日
消防部局	出産休暇	22	18	82%	47日	2.6日
	育児休暇	22	4	18%	14日	3.5日

令和4年度		取得対象者 (A)	取得者数 (B)	取得率 (B÷A)	総取得日数 (C)	平均取得日数 (C÷B)
管理者部局	出産休暇	0	0	—	—	—
	育児休暇	0	0	—	—	—
消防部局	出産休暇	26	23	88%	63日	2.7日
	育児休暇	26	5	19%	21日	4.2日

令和5年度		取得対象者 (A)	取得者数 (B)	取得率 (B÷A)	総取得日数 (C)	平均取得日数 (C÷B)
管理者部局	出産休暇	0	0	—	—	—
	育児休暇	0	0	—	—	—
消防部局	出産休暇	27	24	89%	63日	2.6日
	育児休暇	27	7	26%	30日	4.3日

令和6年度		取得対象者 (A)	取得者数 (B)	取得率 (B÷A)	総取得日数 (C)	平均取得日数 (C÷B)
管理者部局	出産休暇	1	1	100%	2日	2.0日
	育児休暇	1	0	0%	—	—
消防部局	出産休暇	25	23	92%	61日	2.7日
	育児休暇	25	9	36%	29日	3.2日

※ 出産休暇 = 配偶者が出産する場合で、3日以内で必要と認める期間

※ 育児休暇 = 妻の産前産後期間中に、出産にかかる子（上の子含む）を養育する場合で、5日以内で必要と認める期間